令和7年度白河市奨学生募集要項

白河市教育委員会

白河市奨学資金貸与事業は、経済的理由により修学が困難と認められる生徒及び学生に対して、奨学 資金を貸与し、教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としています。令和 7年度の奨学生を下記により募集します。

記

1 奨学生の応募資格

令和7年4月に学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学(短期大学含む)若しくは専 修学校に進学する予定の者又は在籍している者で、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 高等学校又は高等専門学校在学者にあっては市内に引き続き1年以上住所を有することとし、 大学又は専修学校在学者にあっては大学又は専修学校に入学するまで又は入学の目的をもっ て住所を移転するまで市内に引き続き1年以上住所を有していたこと。
- (2) 品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。
- (3) 保護者又はこれに代わる者の前年の所得の合計が700万円以下(教育委員会で定める別表「特別控除額表」の特別控除額を控除した後の額)
- (4) 国、県又は他の団体から同種の奨学資金の貸与を受けていないこと。
- 2 奨学生の種類と貸与額 (無利息)

すべての学校種別において、学校教育法に規定する学校であることが条件です。専修学校の条件については、特にご注意ください。

なお、奨学資金の貸与期間は、奨学生の在学する学校の正規の修学期間です。

- (1) 高等学校・高等専門学校奨学生 月額 3万円以内
- (2) 専修学校奨学生 月額 4万円以内

ただし、専修学校の場合は、次の条件を満たす学生等とします。

ア専門課程であること。

イ 修業年限が2年以上であること。

3 出願手続

(3) 大学奨学生

月額 5万円以内

希望者は、奨学生願書(第1号様式)に必要事項を記入し、奨学生推薦調書(第2号様式)及び下記書類を添えて教育委員会に提出してください。

なお、奨学生願書の提出及び返還には、「市内居住者で独立の生計を営み、保証の能力がある連帯 保証人2名」が必要となります(そのうち1名は、保護者又はこれに代わる者とします)。

- 4 申し込み時の提出書類
- (1) 奨学生願書(第1号様式)

※保証人2名が必要となります。

(2) 奨学生推薦調書 (第2号様式)

※在学している学校に作成を依頼してください。

※既に大学等に在学しており、令和7年4月以降も同大学等に在学予定の方は、 大学等の在学証明書を提出してください。

(3) 申請人の成績証明書 (第1学年、第2学年、第3学年の1学期)

※在学している学校に交付を依頼してください。

※既に大学等に在学しており、令和7年4月以降も同大学等に在学予定の方は、大学等の成績証明書を提出してください。

- (4) 保護者 (両親とも) 又はこれに代わる者の令和6年度所得課税証明書
- (5) 保護者(両親とも)又はこれに代わる者並びに連帯保証人の令和5年度市税の納税証明書(対象者に課税されている全ての税目)
- (6) 住民票(世帯全員の写し)
- 5 提出先

白河市教育委員会 教育総務課(白河市役所本庁舎3階) 電話 22-1111(内線 2361)

6 受付期間

<u>令和6年10月15日(火)から令和6年12月13日(金)まで</u> ※提出書類は、郵送の場合も含め期間内に**必着**のこと。

7 奨学生の決定

白河市奨学生選考審査会で審査し、教育委員会が決定します。 決定時期 令和7年2月上旬頃

8 貸与期間

令和7年4月分から奨学生が在学する学校の正規の修学期間

9 返還

卒業の月又は貸与が終了した月の6ヵ月後から 15 年以内に、貸与を受けた奨学資金の全額を年賦 又は月賦で返還していただきます。

また、全額又は一部の額を繰り上げて返還することもできます。